

# 教職課程

## 教職課程（大学院）

### 1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科

本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりです。

免許状の種類は、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が取得できます。

免許教科は「技術」「工業」「理科」「情報」が取得できます。研究科・専攻ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する専攻の免許状を取得してください。

ただし、工学研究科博士前期課程情報システム専攻では、教育研究分野の研究室によって取得できる専修免許状の種類及び免許教科が異なります。

専修免許状の取得を希望する学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

#### 1. 1 大学院 工学研究科

研究科	専攻	教育研究分野	免許状の種類・免許教科
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		機械システム工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）
	生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（理科）
		環境化学教育研究分野 生命化学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（理科）
	情報システム専攻	電子工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		情報工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（情報）
		電子工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）

### 2 教職課程の登録及び履修方法

#### 2. 1 在学生

専修免許状取得を希望する者は、教職課程履修者登録票を提出し、本学の教職課程に登録して許可を受けなければなりません。

教職課程への登録は、1年次前期の履修期間内までに行ってください。

##### (1) 教職ガイダンスの出席（必須）

1年次の前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。専修免許状取得のための重要な説明を行いますので、専修免許状の取得を希望する者は、必ず出席してください。欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

##### (2) 教職課程の登録方法

「教職ガイダンス」で配布する教職課程履修者登録票に必要事項を記入し、履修期間内に次の教職課程の登録に必要な提出書類、1) 教職課程履修者登録票、2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写しを教務課教職課程へ提出し、教職課程に登録してください。

登録に必要な書類が必要な場合は、教務課教職課程へ連絡してください。

**【教職課程の登録に必要な提出書類】**

**1) 教職課程履修者登録票**

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

**2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写し**

学部で取得した中学校又は高等学校教諭1種免許状の写しを提出してください。

**(3) 教職課程の履修方法（履修許可者のみが受講可能な科目の履修）**

教職課程に登録し履修許可を受けた者は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」の科目を履修し修得することができます。

**(4) 教職課程からの連絡**

教職課程からの連絡は、「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」を通じて行います。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

**3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法**

本学で中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の「2 教職課程の登録及び履修方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」から免許状取得に必要な単位を24単位修得する必要があります。

入学した研究科・専攻で取得できる専修免許状の種類及び免許教科が、学部で取得した1種免許状の種類及び免許教科が異なる場合、専修免許状を取得することはできません。

また、1種免許状を取得していない場合も専修免許状を取得することはできませんので、1種免許状を取得する必要があります。

**3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳**

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	最低修得単位数の内訳			
			大学が独自に設定する科目	教科又は教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	免許法施行規則第66条の6に定める科目
中学校教諭専修免許状 (各教科)	<b>修士の学位を有すること</b>	<b>91単位</b>	24単位	中学校教諭1種免許状取得 (67単位)		
高等学校教諭専修免許状 (各教科)	<b>修士の学位を有すること</b>	<b>91単位</b>	24単位	高等学校教諭1種免許状取得 (67単位)		

### 3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

#### (1) 基礎資格

「基礎資格（修士の学位を有すること）」は、本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了することで充足されます。

#### (2) 大学が独自に設定する科目（中学校24単位・高等学校24単位）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位数は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」から、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状は24単位修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」で修得した単位数は、修了要件に含まれます。

## 4 専修免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、学位記授与式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

## 5 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせ、願書を入手してください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

## 6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

## 7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館7階「教職センター室」・利用時間は月曜日～金曜日 9:00～17:00（担当が授業等でいない場合があります。）